

とうふつこ 濤沸湖 保全と利用のためのルール

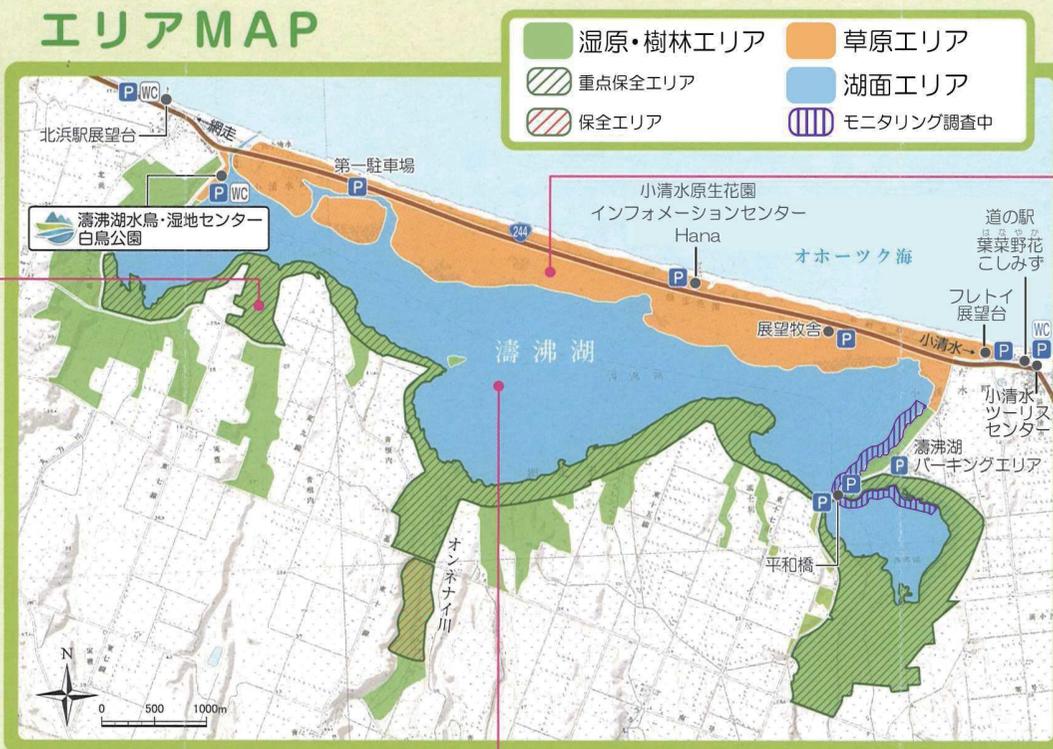
「濤沸湖 保全と利用のためのルール」は、すばらしい自然を未来に残すとともに、漁業や農業等によりワイズユース(賢明な利用)を実践してきた方々と、観光利用する方々との望ましい共存を目的としています。

注意

● 濤沸湖での活動は自己責任で

濤沸湖及び周辺域には、ヒグマやスズメバチなどの危険な野生生物が生息しているほか、危険な場所もあります。散策に適した服装、装備を持ち、安全に配慮して活動しましょう。

エリアMAP



ルール1

湿原・樹林
エリア

湖岸部分の立ち入りは「極力」ご遠慮ください

「湿原・樹林エリア」は、様々な動物の繁殖場所で、希少植物も生息しています。なかでも「重点保全エリア」(緑斜線部分)は特に重要で、通年保全を図るべき場所です。立ち入りはご遠慮ください。

希少な野鳥に配慮しましょう

「重点保全エリア」(緑斜線部分)では、タンチョウ(特別天然記念物)やオジロワシ(天然記念物)などが巣づくりをしている可能性があります。繁殖期に重要な2月~7月の立ち入りは極力避けましょう。

ルール2

草原エリア

野鳥や草花保護のため
足もとに注意!

「草原エリア」には美しい花々が見られ、また草原性の野鳥が繁殖場所として利用しています。小清水原生花園などの適切な施設以外の「草原エリア」で自然散策をする場合には、少人数での利用に留めましょう。また、野鳥の繁殖時期である4月~8月は、草原内に立ち入らないよう、配慮をお願いします。

ルール3

湖面エリア

ボートやカヌーを
持ち込まない!

湖岸の野鳥の繁殖状況などの調査が不十分であることや、濤沸湖が明治時代から漁場として利用されていることに配慮し、結氷期以外の湖面の利用はやめましょう。

※一部モニタリング調査を行い、カヌー乗り入れについて検討中

モニタリング調査などについて

ルール3について、濤沸湖エコツーリズム推進協議会では、2019年に小清水町が実施した「濤沸湖湖面利用調査業務」の調査内容を踏まえて、現在、いきものファーストを徹底したカヌー等の小型舟艇による湖面・湖岸のワイズユースについて、検討しています。

検討内容等: 乗り入れ時期・ルート・時間帯・滞在時間・出艇頻度・出艇数・種類・ガイドの諸条件・禁止動作・緊急時の対応など。

ルール6 ドローン飛行について

○関係法令・規則等の順守 ○人や動物を避ける ○関係者と事前協議 ☆繁殖時期を避け、猛禽類から退避

ルール4 農地や農道は立ち入り禁止!

農地や農道は私有地です。ほ場への病原菌侵入を防ぐため、立ち入りはご遠慮ください。

ルール5 結氷湖面の利用は安全対策を!

湖面の氷は、場所により薄い部分があります。利用の際は氷の張りを確認し、ライフジャケットを着用してください。